

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

令和 2 年 2 月 1 日

株式会社スカイグリーン

コーナン商事株式会社

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

令和 2 年 2 月 1 日

東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
株式会社スカイグリーン
代表取締役 渡辺 英樹

大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎

株式会社スカイグリーン（令和 2 年 2 月 1 日付で、商号をドイト株式会社から変更し、本店所在地を東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号に移転しました。以下「分割会社」といいます。）とコーナン商事株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和 2 年 2 月 1 日を効力発生日として、分割会社が運営するホームセンター事業及びリフォーム事業に関する権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項は下記のとおりです。

なお、本件吸収分割は、承継会社との関係で会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
令和 2 年 2 月 1 日
2. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 本件吸収分割の差止請求に関する手続（会社法第 784 条の 2）の経過
分割会社に対し、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき本件吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 株式買取請求に関する手続（会社法第 785 条）の経過
分割会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 10 日付で株主に対して通知を行いましたが、買取請求を行った反対株主はありません。

せんでした。

(3) 新株予約権買取請求に関する手続（会社法第 787 条）の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議に関する手続（会社法第 789 条）の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和元年 12 月 24 日付で官報及び電子公告により債権者に対し公告しましたが、所定の期間内に債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 本件吸収分割の差止請求に関する手続（会社法第 796 条の 2）の経過

本件吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割に該当し、会社法第 796 条の 2 但書が適用されるため、同条本文に定める吸収分割の差止請求権は発生しません。

(2) 株式買取請求に関する手続（会社法第 797 条）の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、令和元年 12 月 24 日付で電子公告により株主に対し公告しましたが、本件吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割に該当し、会社法第 797 条第 1 項但書が適用されるため、同項本文に定める株式買取請求権は発生しません。

(3) 債権者の異議に関する手続（会社法第 799 条）の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和元年 12 月 24 日付で官報及び電子公告により債権者に対し公告しましたが、所定の期間内に債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である令和 2 年 2 月 1 日をもって、分割会社が運営するホームセンター事業及びリフォーム事業に関する権利義務を承継しました。なお、その概算は以下のとおりです。

承継資産の額：6,465 百万円（概算値）

承継負債の額：185 百万円（概算値）

5. 本件吸収分割に関する変更の登記（会社法第 923 条）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 2 年 2 月 3 日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

分割会社と承継会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 3 項に基づき、令和元年 12 月 23 日、本件吸収分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、同月 26 日付で、公正取引委員会から、同計画について排除措置命令を行わない旨並びに同法第 15 条の 2 第 4 項及び第 10 条第 8 項に定める 30 日の期間を 3 日に短縮する旨の通知を受けました。

以上